**資料３**

令和６年度

柏市社会福祉法人等指導監査実施計画(案)

　●　社会福祉法人の指導監査の計画　････････････1ページ

　●　高齢者施設の指導監査の計画　･･････････････４ページ

　　・　老人福祉施設への指導監査

　　・　介護サービス事業所への運営指導

　　・　有料老人ホームへの立入検査

　●　障害者・障害児施設の指導監査の計画･･･････１１ページ

　　 ･　障害者支援施設施設への指導監査

　　 ・　障害福祉サービス事業所等，障害児通所支援事業所等への実地指導

　●　保育施設等の指導監査の計画･･･････････････１６ページ

・　児童福祉施設等への指導監査

　　・　幼稚園（特定教育・保育施設）への指導監査

　　・　居宅訪問型事業者への指導監督

　　・　特定子ども・子育て支援施設への指導監査

●　社会事業授産施設の指導監査の計画･････････２３ページ

　　・　社会事業授産施設への指導監査

柏市　福祉部　指導監査課

**社会福祉法人の指導監査の計画**

**１　根拠**

　　社会福祉法第５６条及び第７０条

**２　目的**

　　社会福祉法その他関係法令及び関係通知に基づき，適正な法人運営を図る目的で実施します。

**３　実施体制**

　　指導監査課が行います。

**４　実施方法**

　(1) 一般監査

　　　関係法令等に基づく周期により，指導監査課職員が社会福祉法人に出向いて実施

　　します。

　(2) 特別監査

　　　一般監査によって重大な問題が認められた社会福祉法人や，不祥事の発生した社会福祉法人を対象に，改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施します。

**５　一般監査の周期**

　　３年に１回。ただし，一定の要件（会計監査人等により監査等の支援を受けている場合等）に該当する場合は，４年に１回又は５年に１回に周期を延長することができます。

**６　評価基準**

　(1) 文書指摘

　　　法令・通知違反がある場合，前回の指導監査で口頭指摘した事項について正当な理由なく改善を怠っていた場合に行います。文書による通知を行い，概ね６０日以内の期限を付して改善報告を求めます。また，提出された改善報告では改善が認められないと判断される場合は，改善が図られるまで継続して指導を行います。

　(2) 口頭指摘

　　　軽微な法令・通知違反がある場合，改善中又は改善に向けた具体的な取組みが開始されていると判断される法令・通知違反がある場合に行います。口頭指摘であることを明示した上で文書による通知を行い，改善状況を次回の指導監査等で確認します。

　(3) 助言

　　　法令・通知違反ではありませんが，社会福祉法人の運営の向上に資すると考えられる事項がある場合に行います。指導監査のヒアリング等の中で助言します。

**７　重点指導事項**

　(1) 適正な法人運営の確保

　　ア　評議員会，理事会の運営

　　　　評議員会について，適正に招集・開催しているか，決議を行っているか，記録を作成・保存しているか確認します。

　　　　また，理事会については，これらに加えて，法令等の定めるところにより，理事長等が職務の執行状況を報告しているか確認します。

　　イ　評議員，役員の選任・解任

　　　　評議員，役員について，法令等の定める手続きにより選任又は解任しているか確認します。また，評議員，役員となることができない者又は適切でない者を選任していないか（その確認を行っているか）確認します。

　　ウ　登記

　　　　法人が登記しなければならない事項について，期限までに登記しているか確認します。

　　エ　評議員，役員の報酬

　　　　評議員，役員に対する報酬等について，法令等で定めるところにより支給の基準を定め，評議員会の承認を受けているか確認します。

　　オ　地域における公益的な取組み

　　　　日常生活若しくは社会生活上の支援を必要とする者に対して，無料又は低額な料金で，福祉サービスを積極的に提供するよう努めているか確認します。

　(2) 適正な会計管理の確保

　　ア　経理事務の適正な執行

　　 経理規程及び関係法令等に基づき内部牽制体制が確立されているか。また，正確かつ明瞭な会計処理・決算事務が行われ，次に掲げる点を中心に会計帳簿類・各種台帳・計算書類等が整備されているか確認します。

・固定資産の管理

　　　固定資産管理責任者は，毎会計年度末に固定資産の保管現在高及び使用中のものについて固定資産現在高報告書を作成し，会計責任者に提出しているか。また，会計責任者は固定資産現在高報告書と固定資産管理台帳を照合し，必要な記録の修正を行い，その結果を統括会計責任者及び理事長に報告しているか確認します。

　　　また，基本財産以外の固定資産の減少については，事前に理事長の承認を得ているか確認します。

　　・予算の執行

　　　経理規程の定める期限までに月次試算表を理事長へ提出しているか確認します。また，当初予算に変更が生じる場合には，理事長は経理規程に定める補正予算を作成して理事会に提出し理事会の同意を得た上で執行しているか確認します。

　　イ　契約等事務の執行

　　　　物品の購入，工事の契約が，経理規程に基づき適正に行われているか確認します。

　　ウ　決算処理

　　　　把握された注記すべき事項が注記されているか。また，作成すべき附属明細書が作成されているか確認します。

**８　実施計画**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人が実施する  施設・事業 | 対象数 | 計画数 | 令和５年度の計画との比較 |
| 老人福祉施設・事業のみ | 8（8） | 3（2） | 1 |
| 障害福祉施設・事業のみ | 6（6） | 1（2） | -1 |
| 児童福祉施設・事業のみ | 6（6） | 1（1） | 0 |
| 複数分野の施設・事業 | 3（3） | 1（1） | 0 |
| 社会福祉協議会 | 1（1） | 0（1） | -1 |
| 計 | 24（24） | 6（7） | -1 |

※　対象数は令和６年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和５年度のもの

**高齢者施設の指導監査の計画**

|  |
| --- |
| 老人福祉施設への指導監査 |

**１　根拠**

老人福祉法第１８条

**２　目的**

　　社会福祉法その他関係法令及び関係通知に基づき，円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的に実施します。

**３　実施体制**

　　指導監査課が行います。

**４　実施方法**

　(1) 一般監査

　　　関係法令等に基づく周期により，指導監査課職員が施設に出向いて実施します。

　(2) 特別監査

　　　一般監査によって重大な問題が認められた施設や不祥事の発生した施設を対象に，改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施します。

　　　また，死亡事故等の重大事故（死亡事故，意識不明となる事態等の重大な事故をいいます。）が発生した場合又は利用者等の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含みます。）に実施します。

**５　一般監査の周期**

　　３年に１回

**６　評価基準**

　(1) 文書指摘

　　　法令・通知違反がある場合，前回の指導監査で口頭指摘した事項について正当な理由なく改善を怠っていた場合に行います。文書による通知を行い，概ね６０日以内の期限を付して改善報告を求めます。また，提出された改善報告では改善が認められないと判断される場合は，改善が図られるまで継続して指導を行います。

　(2) 口頭指摘

　　　軽微な法令・通知違反がある場合，改善中又は改善に向けた具体的な取組みが開始されていると判断される法令・通知違反がある場合に行います。口頭指摘であることを明示した上で文書による通知を行い，改善状況を次回の指導監査等で確認します。

　(3) 助言

　　　法令・通知違反ではありませんが，社会福祉施設の運営の向上に資すると考えられる事項がある場合に行います。指導監査のヒアリング等の中で助言します。

**７　重点指導事項**

　(1) 社会福祉施設の共通重点指導事項

　　ア 適正な施設運営の確保

　　　・諸規程の整備

　　　　諸規程が整備され，それに基づいた取扱いがなされているか確認します。

　　　・職員の人事管理

　　　　職員の給与（時間外勤務手当等の手当を含む。）が，就業規則，給与規程等に基づいて適正に支給されているか，給与台帳や出勤簿が備えられているか確認します。また，給与の官民格差を改善するための補助金が適正に活用されているか，職員の採用・退職・昇給・昇格等が労働基準法等関係法令，就業規則，給与規程等に基づいて公平・公正に行われているとともに，職員の資質の向上を目的とした研修の機会が確保されているかも確認します。

　　　・職員の要件

　　　　職員配置基準に基づく人員が確保されているか確認します。

　　　・防災対策の取組み

　　　　自力で避難することができない利用者に主眼を置き，日頃の防災体制の確立，有効な避難訓練の実施，地域住民，消防機関等との連携協力体制の確保等，各種の災害に備えた防災対策に万全を期しているか確認します。

　　　　特に，日頃からの地震発生時を想定した対策や，施設の立地条件等を勘案した水害等に対しても十分な対策が講じられているか，さらに地域の防災拠点として，また災害救助法に基づく福祉避難所として緊急避難的措置としての要援護者の受入体制の整備に努めているか確認します。

　　　・事故の未然防止及び発生時の対応

　　　　事故を未然に防止するため，普段から利用者の行動を十分把握し，ヒヤリハット事例の収集・分析に積極的に取り組んでいるか確認します。

　　　　また，事故発生時の対応方法をあらかじめ定め，必要に応じて事故原因を解明し，再発防止策をとっているかも確認します。

　　イ 適切な入所者等処遇の確保

　　 ・感染症の予防対策等

　　　　ノロウイルス，インフルエンザ，レジオネラ症等の感染症や食中毒に対し，日頃から適切な予防対策を講じているか確認します。

　　 ・苦情処理体制の整備

　　　　利用者に苦情処理体制を周知をしているか確認します。利用者やその家族等からの苦情・相談に誠意を持って対応するとともに，第三者評価や外部監査を積極的に活用し，客観的な評価に基づいて，良質かつ安全・安心な福祉サービスを提供しているか確認します。

　　 ・健康管理・衛生管理の徹底

　　　　利用者の定期的な健康診断，衛生管理が適切に講じられているか確認します。

　(2) 新規設置施設に対する重点指導事項

　　　少子高齢化に伴い，新設の老人福祉施設が増加していることから，新規設置施設については重点的に指導監査を行い，法人や施設の安定的な運営とともに，利用者へのサービスの向上を図っていきます。

(3) 個別重点指導事項

　 ア 虐待の防止

　　　利用者の尊厳を損なう虐待が行われることのないよう，施設の方針として「虐待を一切行わない」方針を明確にし，職員及び家族に周知しているか確認します。

　　　また，やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合にあっても，身体拘束例外３原則の運用を適切に行っていること，虐待が疑われる場合には関係機関との連携のもと早期に適切な対応に努めているか確認します。

　 イ 利用者預り金の管理

　　　現金，預金通帳及び銀行印が適正に保管され，出納簿上の残高と現金等の残高が一致することの確認を毎月実施するとともに，出納状況を家族に定期的に報告しているか確認します。

　　　また，預り金等管理規程に基づいた管理を行っているか，内部監査等によって定期的に点検しているか確認します。

　 ウ 誤嚥による死亡事故の防止

　　　利用者の摂食状況を把握し，利用者の処遇に係る計画を適切に作成した上でサービスを提供しているか確認します。

**8　実施計画**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設の種別 | 対象数 | 計画数 | 令和５年度の計画との比較 |
| 特別養護老人ホーム | 28（26） | 8（10） | -2 |
| 養護老人ホーム | 1（1） | 0（0） | 0 |
| ケアハウス | 4（4） | 1（0） | 1 |
| 計 | 33（31） | 9（10） | -1 |

※　対象数は令和６年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和５年度のもの

|  |
| --- |
| 介護サービス事業所への運営指導 |

**１　根拠**

　(1) 介護保険法第２３条

　(2) 柏市介護保険施設等指導監査要綱

　(3) 柏市介護保険施設等監査要領

**２　目的**

　　介護給付費対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に実施するものです。指導は，利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において，介護保険施設及び事業者の支援を基本として行います。

**３　実施体制**

　　介護老人保健施設については，保健所関係各課及び指導監査課が合同で実施し，衛生管理等は保健所関係各課が，人員基準，設備基準，運営基準及び介護報酬の請求は指導監査課が行います。

　　その他の事業所については，指導監査課が行います。

**４　実施方法**

　(1) 運営指導

　　　事業所を訪問し，実地において記録等を確認して，サービスの質の向上を目的とした指導を行います。運営指導は定期的に実施しますが，前年度に指摘事項があり，改善が認められないと判断される場合は，今年度も継続して行います。

　(2) 監査等

　　　苦情及び通報等によって基準違反及び不正請求が疑われる場合に，必要に応じて実施します。

**５　定期の運営指導の周期**

　　６年に１回

**６　評価基準**

　(1) 要改善事項（報告を要する文書指摘）

　　　法令・通知違反又は不適正があり，早急に是正・改善を要する場合に行います。文書による通知を行い，期限を付して改善報告を求めます。

　(2) 通知事項（報告を要さない文書指摘）

　　　軽微な法令・通知違反又は不適正があり，次回の運営指導等で改善結果が確認できる場合に行います。文書で通知を行います。

　(3) 口頭指導

　　　事業の適切な運営確保又は不適切な運営の未然防止を図るため特に指導が必要な場合に行います。運営指導当日に口頭で改善を指示します。

　(4) 助言指導

　　　改善することでサービスの質の向上につながると認められる場合に行います。運営指導当日に口頭で助言します。

　(5) 好事例

　　　サービスの質の維持・向上に資すると認められる事項について，運営指導当日に紹介し，継続的な取組みを奨励します。

**７　重点指導事項**

　(1) 虐待の防止

　(2) 事故の未然防止及び発生時の対応

　(3) 不正請求の防止（加算要件の確認）

**８　実施計画**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サービスの種別 | 対象数 | 計画数 | 令和５年度の計画との比較 |
| 訪問介護・訪問介護相当サービス・訪問型サービスA | 272（267） | 46（30） | 16 |
| （介護予防）訪問入浴介護 | ８（11） | 0（1） | -1 |
| （介護予防）訪問看護 | 104（99） | 13（14） | -1 |
| （介護予防）訪問リハビリテーション | ６（6） | 2（4） | -2 |
| 通所介護・通所介護相当サービス | 184（182） | 20（27） | -7 |
| （介護予防）通所リハビリテーション | 18（18） | 8（4） | 4 |
| （介護予防）短期入所生活介護 | 48（46） | 15（13） | 2 |
| （介護予防）短期入所療養介護 | 19（19） | 8（6） | 2 |
| （介護予防）特定施設入居者生活介護 | 21（20） | 8（2） | 6 |
| （介護予防）福祉用具貸与 | 58（54） | 4（4） | 0 |
| （介護予防）特定福祉用具販売 | 56（53） | 4（4） | 0 |
| 居宅介護支援 | 125（122） | 14（18） | -4 |
| 介護予防支援 | 21（12） | 1（0） | 1 |
| 介護予防ケアマネジメント | 12（12） | 1（0） | 1 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 7（4） | 0（0） | 0 |
| 夜間対応型訪問介護 | 2（1） | 0（0） | 0 |
| 地域密着型通所介護 | 67（67） | 8（7） | 1 |
| （介護予防）認知症対応型通所介護 | 2（4） | 0（2） | -2 |
| （介護予防）小規模多機能型居宅介護 | 18（18） | 2（2） | 0 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 1（1） | 0（0） | 0 |
| （介護予防）認知症対応型共同生活介護 | 60（56） | 20（11） | 9 |
| （地域密着型）介護老人福祉施設 | 28（26） | 8（10） | -2 |
| 介護老人保健施設 | 9（9） | 4（2） | 2 |
| 介護医療院 | 1（1） | 0（1） | -1 |
| 医療みなし | ＊ | 0（0） | 0 |
| 計 | 1,147（1,108） | 186（162） | 24 |

＊　「医療みなし」は，対象数の計に含めない。

※　サービス単位

※　対象数は令和６年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和５年度のもの

**９　集団指導**

　　会場での集団指導，または令和５年度と同様に，市ホームページでの動画配信及び資料掲載のいずれかにより実施する予定です。

|  |
| --- |
| 有料老人ホームへの立入検査 |

**１　根拠**

　(1) 老人福祉法第２９条

　(2) 柏市有料老人ホーム設置運営指導要綱

　(3) 柏市有料老人ホーム設置運営指導指針

**２　目的**

　　老人福祉法及び柏市有料老人ホーム設置運営指導指針等の規定に照らして，改善を要すると認められる事項について必要な助言，指導等を行うことにより，施設の適正な運営及び入居者等に対するサービスの質の向上を図ることを目的とします。

**３　実施体制**

　　指導監査課が行います。有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅については，住宅政策課と指導監査課が合同で行う場合があります。

**４　実施方法**

　　職員が有料老人ホームに出向き，施設内を巡視し，老人福祉法施行規則（昭和３８年厚生省令第２８号）第２０条の６に定める帳簿（入居者が負担する費用の受領の記録等）等を確認します。

**５　定期の立入検査の周期**

　　３年に１回

**６　評価基準**

　(1) 要改善事項

　　　法令・通知等違反がある場合，前回の立入検査で口頭指摘した事項について正当な理由なく改善を怠っていた場合に行います。文書による通知を行い，概ね６０日以内の期限を付して改善報告を求めます。

　(2) 通知事項

　　　軽微な法令・通知等違反がある場合，改善中又は改善に向けた具体的な取組みが開始されていると判断される法令・通知等違反がある場合に行います。口頭指摘であることを明示した上で文書による通知を行い，改善状況を次回の立入検査等で確認します。

　(3) 助言

　　　法令・通知等違反ではありませんが，施設の運営等の向上に資すると考えられる事項がある場合に行います。立入検査のヒアリング等の中で行います。

**７　重点指導事項**（下線部は，今年度に追加・変更したもの）

　(1) 情報開示

　(2) 業務継続計画の策定等

　(3) 衛生管理等

　(4) 体験入居

**８　実施計画**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 対象数 | 計画数 | 令和５年度の計画との比較 |
| 有料老人ホーム | 40（37） | 9（17） | -8 |
| 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅 | 43（43） | 17（13） | 4 |
| 計 | 83（80） | 26（30） | -4 |

※　対象数は令和６年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和５年度のもの

**障害者・障害児施設の指導監査の計画**

|  |
| --- |
| 障害者支援施設への指導監査 |

**１　根拠**

　　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第４８条

**２　目的**

　　社会福祉法その他関係法令及び関係通知に基づき，円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的に実施します。

**３　実施体制**

　　指導監査課が行います。

**４　実施方法**

　(1) 一般監査

　　　関係法令等に基づく周期により，指導監査課職員が施設に出向いて実施します。

　(2) 特別監査

　　　一般監査によって重大な問題が認められた施設や不祥事の発生した施設を対象に，改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施します。

　　　また，死亡事故等の重大事故（死亡事故，意識不明となる事態等の重大な事故をいいます。）が発生した場合又は利用者等の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含みます。）に実施します。

**５　一般監査の周期**

　　１年に１回

**6　評価基準**

　(1) 文書指摘

　　　法令・通知違反がある場合，前回の指導監査で口頭指摘した事項について正当な理由なく改善を怠っていた場合に行います。文書による通知を行い，概ね６０日以内の期限を付して改善報告を求めます。また，提出された改善報告では改善が認められないと判断される場合は，改善が図られるまで継続して指導を行います。

　(2) 口頭指摘

　　　軽微な法令・通知違反がある場合，改善中又は改善に向けた具体的な取組みが開始されていると判断される法令・通知違反がある場合に行います。口頭指摘であることを明示した上で文書による通知を行い，改善状況を次回の指導監査等で確認します。

　(3) 助言

　　　法令・通知違反ではありませんが，社会福祉施設の運営の向上に資すると考えられる事項がある場合に行います。指導監査のヒアリング等の中で助言します。

**７　重点指導事項**

　(1) 社会福祉施設の共通重点指導事項

　　 ア 適正な施設運営の確保

　　　・諸規程の整備

　　　　諸規程が整備され，それに基づいた取扱いがなされているか確認します。

　　　・職員の人事管理

　　　　職員の給与（時間外勤務手当等の手当を含む。）が，就業規則，給与規程等に基づいて適正に支給されているか，給与台帳や出勤簿が備えられているか確認します。また，給与の官民格差を改善するための補助金が適正に活用されているか，職員の採用・退職・昇給・昇格等が労働基準法等関係法令，就業規則，給与規程等に基づいて公平・公正に行われているとともに，職員の資質の向上を目的とした研修の機会が確保されているかも確認します。

　　　・職員の要件

　　　　職員配置基準に基づく人員が確保されているか確認します。

　　　・防災対策の取組み

　　　　自力で避難することができない利用者に主眼を置き，日頃の防災体制の確立，有効な避難訓練の実施，地域住民，消防機関等との連携協力体制の確保等，各種の災害に備えた防災対策に万全を期しているか確認します。

　　　　特に，日頃からの地震発生時を想定した対策や，施設の立地条件等を勘案した水害等に対しても十分な対策が講じられているか，さらに地域の防災拠点として，また災害救助法に基づく福祉避難所として緊急避難的措置としての要援護者の受入体制の整備に努めているか確認します。

　　　・事故の未然防止及び発生時の対応

　　　　事故を未然に防止するため，普段から利用者の行動を十分把握し，ヒヤリハット事例の収集・分析に積極的に取り組んでいるか確認します。

　　　　また，事故発生時の対応方法をあらかじめ定め，必要に応じて事故原因を解明し，再発防止策をとっているかも確認します。

　　イ 適切な入所者等処遇の確保

　　 ・感染症の予防対策等

　　　　ノロウイルス，インフルエンザ，レジオネラ症等の感染症や食中毒に対し，日頃から適切な予防対策を講じているか確認します。

　　 ・苦情処理体制の整備

　　　　利用者に苦情処理体制を周知をしているか確認します。利用者やその家族等からの苦情・相談に誠意を持って対応するとともに，第三者評価や外部監査を積極的に活用し，客観的な評価に基づいて，良質かつ安全・安心な福祉サービスを提供しているか確認します。

　　 ・健康管理・衛生管理の徹底

　　　　利用者の定期的な健康診断，衛生管理が適切に講じられているか確認します。

(2) 個別重点指導事項

　 ア 各種必要書類の整備

　　　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく適正な運営がなされ，運営規程，就業規則，利用契約書，重要事項説明書，個人情報に関する同意書，サービス利用計画書など必要な書類が整備されているか確認します。

　 イ 虐待防止に対する体制の整備

　　　平成２４年１０月１日からの虐待防止法の施行に伴い，各事業所又は支援施設において虐待を行わない方針を明確にしているか確認します。

　　　また，虐待防止マニュアルの作成や職員研修の実施など方針に沿った体制を整備しているか確認します。やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合にあっては，あらかじめサービス利用計画書等で利用者と事前の確認をとり，身体拘束例外３原則の運用のもと適切に行っているか確認します。

**８　実施計画**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設の種別 | 対象数 | 計画数 | 令和５年度の計画との比較 |
| 障害者支援施設 | 2（2） | 1（1） | 0 |

※　対象数は令和６年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和５年度のもの

|  |
| --- |
| 障害福祉サービス事業所等，障害児通所支援事業所等への実地指導 |

**１　根拠**

　(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第１０条第１項

　(2) 柏市指定障害福祉サービス事業者等指導要領

　(3) 柏市指定障害福祉サービス事業者等監査要領

　(4) 児童福祉法第２４条の３４

　(5) 児童福祉法第２１条の５の２２

　(6) 柏市指定障害児通所支援サービス事業者等指導要領

　(7) 柏市指定障害児通所支援サービス事業者等監査要領

**２　目的**

　　指導は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等に関する事項及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等に関する事項について周知徹底させ，指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援サービス事業者等（以下，「事業所」といいます。）が守るべき基準及び留意事項について質問検査をもって指導することにより，自立支援給付対象サービス等及び指定施設支援の質の確保並びに自立支援給付の適正化を図ることを目的とします。

**３　実施体制**

　　指導監査課が行います。

**４　実施方法**

　(1) 実地指導

　　　指導対象となる事業所を決定したときは，あらかじめ２か月前までに実地指導を実施する旨を通知します。

　　　実地指導の通知を受けた事業所は，資料として，別に定めるサービスごとの指導調書を実地指導実施日の１か月前までに提出します。

　　　市職員は，指導対象とした事業所に赴き，提出された指導調書をもとに，関係書類を閲覧し，関係者への面談方式で実地指導を行います。

　(2) 監査

　　　次に該当する場合に行います。

　　ア　実地指導により文書指摘を行った場合で，改善報告書の提出があったにもかかわらず，その後自主的な改善が図られないとき

　　イ　著しい運営基準違反が確認され，利用者及び入所者の生命又は身体の安全に危険を及ぼすおそれがあるとき

　　ウ　自立支援給付に係る費用の請求に誤りがあり，その内容が著しく不正な請求と認められるとき

**５　実地指導の周期**

　　３年に１回

**６　評価基準**

　(1) 文書指摘事項（報告を要する事項）

　　　法令・通知違反又は不適正があり，改善を要する場合に行います。文書による通知を行い，期限を付して改善報告を求めます。

　(2) 口頭指摘事項（報告を要さない事項）

　　　軽微な法令・通知違反又は不適正があり，次回の実地指導等で改善結果が確認できる場合に行います。文書で通知を行います。

　(3) 留意事項（実地指導時の講評のみ）

　　　法令・通知違反ではありませんが，積極的に改善する意思が認められる場合，今後の取組みを要望する場合に行います。実地指導当日に講評のみ行います。

**７　重点指導事項**

　(1) 虐待防止に対する体制の整備状況

　(2) 個別支援計画の作成状況

　(3) 身体拘束の適正化措置の実施状況

**８　実施計画**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| サービスの種別 | 対象数 | 計画数 | 令和５年度の計画との比較 |
| 居宅介護 | 90（94） | 31（16） | 15 |
| 重度訪問介護 | 68（69） | 24（10） | 14 |
| 同行援護 | 28（29） | 9（6） | 3 |
| 行動援護 | 5（6） | 3（3） | 0 |
| 療養介護 | 1（1） | 0（0） | 0 |
| 生活介護 | 46（36） | 18（8） | 10 |
| 自立訓練（生活訓練） | 5（4） | 2（3） | -1 |
| 自立訓練（宿泊型） | 1（1） | 1（0） | 1 |
| 就労移行支援 | 17（16） | 9（3） | 6 |
| 就労定着支援 | 10（8） | 6（0） | 6 |
| 就労継続支援Ａ型 | 10（8） | 3（5） | -2 |
| 就労継続支援Ｂ型 | 33（30） | 16（6） | 10 |
| 短期入所 | 32（23） | 11（6） | 5 |
| 共同生活援助 | 49（45） | 17（18） | -1 |
| 施設入所支援 | 2（2） | 1（0） | 1 |
| 特定相談支援 | 44（36） | 20（12） | 8 |
| 一般相談支援 | 14（13） | 5（2） | 3 |
| 児童発達支援 | 62（51） | 24（29） | -5 |
| 放課後等デイサービス | 83（68） | 28（33） | -5 |
| 保育所等訪問支援 | 15（13） | 6（5） | 1 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 3（3） | 0（1） | -1 |
| 医療型児童発達支援 | 1（1） | 0（0） | 0 |
| 計 | 619（557） | 234（166） | 68 |

※　サービス単位

※　対象数は令和６年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和５年度のもの

**９　集団指導**

　　令和６年度実地指導方針及び各種申請にあたっての注意点，介護給付費等の請求上の注意点について説明する集団指導を市ホームページでの資料掲載により実施する予定です。

**保育施設等の指導監査の計画**

|  |
| --- |
| 児童福祉施設等への指導監査 |

**１ 根拠**

(1) 児童福祉法第４６条及び第３４条の１７

(2) 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第１９条

(3) 子ども・子育て支援法第１４条及び第５６条

**２　目的**

　　社会福祉法その他関係法令及び関係通知に基づき，円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的に実施します。

**３　実施体制**

　　指導監査課と保育運営課合同で実施します。

**４　実施方法**

　(1) 一般監査（一般立入調査）

　　　関係法令等に基づく周期により，指導監査課・保育運営課職員が施設に出向いて

　　実施します。

　(2) 特別監査（特別立入調査）

　　　一般監査によって重大な問題が認められた施設や，不祥事の発生した施設を対象に，改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施します。

　　　また，死亡事故等の重大事故（死亡事故，意識不明となる事態等の重大な事故をいいます。）が発生した場合又は利用者等の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合は重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含みます。）に実施します。

**5　一般監査の周期**

　　１年に１回

**６　評価基準**

　(1) 文書指摘

　　　法令・通知違反がある場合，前回の指導監査で口頭指摘した事項について正当な理由なく改善を怠っていた場合に行います。文書による通知を行い，概ね６０日以内の期限を付して改善報告を求めます。また，提出された改善報告では改善が認められないと判断される場合は，改善が図られるまで継続して指導を行います。

　(2) 口頭指摘

　　　軽微な法令・通知違反がある場合，改善中又は改善に向けた具体的な取組みが開始されていると判断される法令・通知違反がある場合に行います。口頭指摘であることを明示した上で文書による通知を行い，改善状況を次回の指導監査等で確認します。

　(3) 助言

　　　法令・通知違反ではありませんが，社会福祉施設の運営の向上に資すると考えられる事項がある場合に行います。指導監査のヒアリング等の中で助言します。

**７　重点指導事項**

　(1) 社会福祉施設の共通重点指導事項

　　 ア 適正な施設運営の確保

　　　・諸規程の整備

　　　　諸規程が整備され，それに基づいた取扱いがなされているか確認します。

　　　・職員の人事管理

　　　　職員の給与（時間外勤務手当等の手当を含む。）が，就業規則，給与規程等に基づいて適正に支給されているか，給与台帳や出勤簿が備えられているか確認します。また，給与の官民格差を改善するための補助金が適正に活用されているか，職員の採用・退職・昇給・昇格等が労働基準法等関係法令，就業規則，給与規程等に基づいて公平・公正に行われているとともに，職員の資質の向上を目的とした研修の機会が確保されているかも確認します。

　　　・職員の要件

　　　　職員配置基準に基づく人員が確保されているか確認します。

　　　・防災対策の取組み

　　　　自力で避難することができない利用者に主眼を置き，日頃の防災体制の確立，有効な避難訓練の実施，地域住民，消防機関等との連携協力体制の確保等，各種の災害に備えた防災対策に万全を期しているか確認します。

　　　　特に，日頃からの地震発生時を想定した対策や，施設の立地条件等を勘案した水害等に対しても十分な対策が講じられているか，さらに地域の防災拠点として，また災害救助法に基づく福祉避難所として緊急避難的措置としての要援護者の受入体制の整備に努めているか確認します。

　　　・事故の未然防止及び発生時の対応

　　　　事故を未然に防止するため，普段から利用者の行動を十分把握し，ヒヤリハット事例の収集・分析に積極的に取り組んでいるか確認します。

　　　　また，事故発生時の対応方法をあらかじめ定め，必要に応じて事故原因を解明し，再発防止策をとっているかも確認します。

　　イ 適切な入所者等処遇の確保

　　 ・感染症の予防対策等

　　　　ノロウイルス，インフルエンザ，レジオネラ症等の感染症や食中毒に対し，日頃から適切な予防対策を講じているか確認します。

　　 ・苦情処理体制の整備

　　　　利用者に苦情処理体制を周知をしているか確認します。利用者やその家族等からの苦情・相談に誠意を持って対応するとともに，第三者評価や外部監査を積極的に活用し，客観的な評価に基づいて，良質かつ安全・安心な福祉サービスを提供しているか確認します。

　　 ・健康管理・衛生管理の徹底

　　　　利用者の定期的な健康診断，衛生管理が適切に講じられているか確認します。

　(2) 新規設置施設に対する重点指導事項

　　　保育ニーズの増加に伴い，児童福祉施設が増加していることから，新規設置施設については重点的に指導監査を行い，法人や施設の安定的な運営とともに，利用者へのサービスの向上を図っていきます。

　(3) 個別重点指導事項

　 ア 職員の資質の向上

　　　実践的な研修や訓練等を通じて，事故防止に係る職員の資質の向上に努めているか確認します。

　 イ 乳幼児突然死症候群の予防

　　　 呼吸・姿勢の確認を定期的に行っているか確認します。

　 ウ 食事中の事故の防止

　　　 過去の事故の事例を認識し，食事の与え方に配慮しているか確認します。

　 エ 人権への配慮と虐待防止

　　　子どもの人権に配慮し，子どもが健全に育つための保育の質が十分であるか確認します。

オ 経理事務及び決算事務の適正な執行

　　　経理規程及び関係通知等に基づき適正な会計処理・決算事務が行われ，会計帳簿類・各種台帳・計算書類等が整備されているか確認します。

**８　実施計画**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 認可等 | 施設の種別 | 対象数 | 計画数 | 令和５年度の計画との比較 |
| 認可  ・  認定 | 保育所 | 79（77） | 79（77） | +2 |
| 小規模保育事業 | 18（17） | 18（17） | +1 |
| 幼保連携型認定こども園 | 17（16） | 17（16） | +1 |
| 幼稚園型認定こども園 | 4（2） | 4（2） | +2 |
| 認可外 | その他保育所 | 10（12） | 10（12） | -2 |
| 家庭的保育事業 | 3（1） | 3（1） | +2 |
| 事業所内保育事業 | 19（20） | 19（20） | -1 |
| 企業主導型保育事業 | 14（14） | 14（14） | 0 |
| 認可・認定　小計 | | 118（112） | 118（112） | +6 |
| 認可外　　　小計 | | 46（47） | 46（47） | -1 |
| 計 | | 164（159） | 164（159） | +5 |

※　対象数は令和６年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和５年度のもの

|  |
| --- |
| 幼稚園（特定教育・保育施設）への指導監査 |

**１　根拠**

　　子ども・子育て支援法第１４条・第３８条

**２　目的**

　　特定教育・保育等の質の確保並びに施設型給付費等の支給の適正化を図ること　　を目的としています。

**３　実施体制**

指導監査課と保育運営課が合同で実施します。

**４　実施方法**

実地指導により行います。

**５　一般監査の周期**

　　１年に１回

**６　評価基準**

　(1) 文書指摘事項（報告を要する事項）

　　　法令・通知違反又は不適正があり，改善を要する場合に行います。文書による通知を行い，期限を付して改善報告を求めます。

　(2) 口頭指摘事項（報告を要さない事項）

　　　軽微な法令・通知違反又は不適正があり，次回の指導監査等で改善結果が確認できる場合に行います。文書で通知を行います。

　(3) 留意事項（指導監査時の講評のみ）

　　　法令・通知違反ではありませんが，積極的に改善する意思が認められる場合，今後の取組みを要望する場合に行います。指導監査当日に講評のみ行います。

**7　指導監査事項**

　(1) 利用定員に関する基準

　(2) 運営に関する基準

　　ア　内容及び手続きの説明及び同意

　　イ　応諾義務・選考

　　ウ　小学校との連携，教育・保育の提供，評価，質の向上

　　エ　利用者負担の徴収

　　オ　事故防止及び事故発生時の対応，再発防止

　　カ　利用定員の順守

　　キ　地域との連携

　　ク　会計の区分

　　ケ　各種記録（職員，設備及び会計，教育・保育の提供計画等）の整備

　(3) 給付に関する事項

**８　一般監査の実施計画**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設の種別 | 対象数 | 計画数 | 令和５年度の計画との比較 |
| 幼稚園（新制度移行園） | 2（3） | 2（3） | -1 |

※　対象数は令和６年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和５年度のもの

|  |
| --- |
| 居宅訪問型事業者への指導監督 |

**１　根拠**

　　児童福祉法第５９条第１項

**２　目的**

　　適正な保育内容及び保育環境の確保を図ることを目的としています。

**３　実施体制**

　　指導監査課と保育運営課が合同で実施します。

**４　実施方法**

　(1) 複数保育士を有する事業所

　　　実地指導により行います。

　(2) 個人

　　　集団指導により行います。

**５　定期の集団指導の周期**

　　１年に１回

**６　指導の実施計画**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象区分 | 対象数 | 計画数 | 令和５年度の計画との比較 |
| 複数の保育士を有する事業所 | 1（1） | 1（1） | 0 |
| 個人 | 28（26） | 28（26） | +2 |
| 計 | 29（27） | 29（27） | +2 |

※　対象数は令和６年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和５年度のもの

|  |
| --- |
| 特定子ども・子育て支援施設への指導監査 |

**１　根拠**

　　子ども・子育て支援法第３０条の３（第１４条準用）

**２　目的**

　　施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的に行います。

**３　実施体制**

　　指導監査課が行います。

**４　実施方法**

　(1) 実地指導

　　　児童福祉施設等への指導監査と併せて実施

　(2) 集団指導

　　　新たに対象となった施設について，書面において実施

**５　実地指導の周期**

　　 ６年に１回

**６　評価基準**

　(1) 文書指摘事項（報告を要する事項）

　　　法令・通知違反又は不適正があり，改善を要する場合に行います。文書による通知を行い，期限を付して改善報告を求めます。

　(2) 口頭指摘事項（報告を要さない事項）

　　　軽微な法令・通知違反又は不適正があり，次回の実地指導等で改善結果が確認できる場合に行います。文書で通知を行います。

　(3) 留意事項（実地指導時の講評のみ）

　　　法令・通知違反ではありませんが，積極的に改善する意思が認められる場合，今後の取組みを要望する場合に行います。実地指導当日に講評のみ行います。

**７　集団指導の実施計画**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象区分 | 対象数 | 計画数 | 令和５年度の計画との比較 |
| 幼稚園（新制度未移行園） | 0（0） | 0（0） | 0 |
| 認可外保育施設 | 1（1） | 1（1） | 0 |
| 事業所内保育施設 | 0（0） | 0（0） | 0 |
| 預かり保育事業 | 0（0） | 0（0） | 0 |
| 一時預かり事業 | 0（0） | 0（0） | 0 |
| 病児保育事業 | 0（0） | 0（0） | 0 |
| 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | 0（0） | 0（0） | 0 |
| 計 | 1（1） | 1（1） | 0 |

※　対象数は令和６年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和５年度のもの

※　複数の事業にまたがる事業者は，上位の項目で計上

**８　実地指導の実施計画**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象区分 | 対象数 | 計画数 | 令和５年度の計画との比較 |
| 幼稚園（新制度未移行園） | 15（17） | 3（4） | -1 |
| 認可外保育施設 | 12（13） | 0（5） | -5 |
| 事業所内保育施設 | 18（21） | 5（3） | +2 |
| 預かり保育事業 | 22（20） | 4（1） | +3 |
| 一時預かり事業 | 20（21） | 3（1） | +2 |
| 病児保育事業 | 1（1） | 0（1） | -1 |
| 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） | 1（1） | 0（1） | -1 |
| 計 | 89（94） | 15（16） | -1 |

※　対象数は令和６年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和５年度のもの

※　複数の事業にまたがる事業者は，上位の項目で計上

**社会事業授産施設の指導監査の計画**

|  |
| --- |
| 社会事業授産施設への指導監査 |

**１　根拠**

　　社会福祉法第７０条

**２　目的**

　　社会福祉法その他関係法令及び関係通知に基づき，円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的に実施します。

**３　実施体制**

　　指導監査課が行います。

**４　実施方法**

　(1) 一般監査

　　　関係法令等に基づく周期により，指導監査課職員が施設に出向いて実施します。

　(2) 特別監査

一般監査によって重大な問題が認められた施設や不祥事の発生した施設を対象に，改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施します。

　　　また，死亡事故等の重大事故（死亡事故，意識不明となる事態等の重大な事故をいいます。）が発生した場合又は利用者等の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合は重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含みます。）に実施します。

**５　一般監査の周期**

　　1年に１回

**６　評価基準**

　(1) 文書指摘

　　　法令・通知違反がある場合，前回の指導監査で口頭指摘した事項について正当な理由なく改善を怠っていた場合に行います。文書による通知を行い，概ね６０日以内の期限を付して改善報告を求めます。また，提出された改善報告では改善が認められないと判断される場合は，改善が図られるまで継続して指導を行います。

　(2) 口頭指摘

　　　軽微な法令・通知違反がある場合，改善中又は改善に向けた具体的な取組みが開始されていると判断される法令・通知違反がある場合に行います。口頭指摘であることを明示した上で文書による通知を行い，改善状況を次回の指導監査等で確認します。

　(3) 助言

　　　法令・通知違反ではありませんが，社会福祉施設の運営の向上に資すると考えられる事項がある場合に行います。指導監査のヒアリング等の中で助言します。

**７　重点指導事項**

　(1) 社会福祉施設の共通重点指導事項

　　 ア 適正な施設運営の確保

　　　・諸規程の整備

　　　　諸規程が整備され，それに基づいた取扱いがなされているか確認します。

　　　・職員の人事管理

　　　　職員の給与（時間外勤務手当等の手当を含む。）が，就業規則，給与規程等に基づいて適正に支給されているか，給与台帳や出勤簿が備えられているか確認します。また，給与の官民格差を改善するための補助金が適正に活用されているか，職員の採用・退職・昇給・昇格等が労働基準法等関係法令，就業規則，給与規程等に基づいて公平・公正に行われているとともに，職員の資質の向上を目的とした研修の機会が確保されているかも確認します。

　　　・職員の要件

　　　　職員配置基準に基づく人員が確保されているか確認します。

　　　・防災対策の取組み

　　　　自力で避難することができない利用者に主眼を置き，日頃の防災体制の確立，有効な避難訓練の実施，地域住民，消防機関等との連携協力体制の確保等，各種の災害に備えた防災対策に万全を期しているか確認します。

　　　　特に，日頃からの地震発生時を想定した対策や，施設の立地条件等を勘案した水害等に対しても十分な対策が講じられているか，さらに地域の防災拠点として，また災害救助法に基づく福祉避難所として緊急避難的措置としての要援護者の受入体制の整備に努めているか確認します。

　　　・事故の未然防止及び発生時の対応

　　　　事故を未然に防止するため，普段から利用者の行動を十分把握し，ヒヤリハット事例の収集・分析に積極的に取り組んでいるか確認します。

　　　　また，事故発生時の対応方法をあらかじめ定め，必要に応じて事故原因を解明し，再発防止策をとっているかも確認します。

　　イ 適切な入所者等処遇の確保

　　 ・感染症の予防対策等

　　　　ノロウイルス，インフルエンザ，レジオネラ症等の感染症や食中毒に対し，日頃から適切な予防対策を講じているか確認します。

　　 ・苦情処理体制の整備

　　　　利用者に苦情処理体制を周知をしているか確認します。利用者やその家族等からの苦情・相談に誠意を持って対応するとともに，第三者評価や外部監査を積極的に活用し，客観的な評価に基づいて，良質かつ安全・安心な福祉サービスを提供しているか確認します。

　　 ・健康管理・衛生管理の徹底

　　　　利用者の定期的な健康診断，衛生管理が適切に講じられているか確認します。

　(2) 新規設置施設に対する重点指導事項

　　　新規設置施設については重点的に指導監査を行い，法人や施設の安定的な運営とともに，利用者へのサービスの向上を図っていきます。

　(3) 個別重点指導事項

ア 就業環境の整備

利用者に対し適切な処遇を行う観点から，職員の就業環境が害されることがない

　　よう，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動を防止

　　するための方針を明確化する等必要な措置を講じているか確認します。

イ 帳簿の整備

　　 柏市保護施設等設備運営基準条例に基づいた適切な運営がなされ，設備，職員，

　　会計及び利用者の処遇の状況に関する帳簿が整備されているか確認します。

**８　実施計画**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設の種別 | 対象数 | 計画数 | 令和５年度の計画との比較 |
| 社会事業授産施設 | 1（１） | １（１） | 0 |

※　対象数は令和６年４月１日現在のもの

※　（　）内の数値は，令和５年度のもの